

令和 8 年 6 月 1 1 日

議 員 各 位

意見書（案）の配付について

令和 8 年 6 月 8 日（月）に締め切りました意見書（案）を配付します。
なお、今後の取り扱いは下記のとおりです。

記

- 1 各会派間の調整結果及び態度報告並びに代案の提出締切りは、常任委員会開催日である 6 月 24 日（水）の 15 時です。
- 2 各会派間の調整結果及び態度並びに提出された代案は、6 月 29 日（月）開催予定の議会運営委員会で報告します。

市議会定例会令和８年６月通常会議 意見書（案） 目次

意見書 番号	提出者	件 名	ページ
6	市公①	片目失明者を障害認定するよう求める意見書	3
7	公明党①	住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書	4
8	公明党②	全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を 求める意見書	5
9	公明党③	低出生体重児等の命を守るドナーミルクの利用拡大を求める 意見書	6
10	共産党①	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正す る法律案の廃案を求める意見書	7
11	共産党②	社会福祉法等の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書	8
12	共産党③	国家情報会議設置法の廃止を求める意見書	10
13	共産党④	個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の廃 案を求める意見書	11
14	共産党⑤	健康保険法等の一部を改正する一括法の廃止を求める意見書	12
15	共産党⑥	イラン戦争の長期化による物価高騰・物不足から抜本的に国 民の暮らしを守ることを求める意見書	13

片目失明者を障害認定するよう求める意見書（案）

現在の身体障害者手帳制度における視覚障害に関する障害等級は、原則として両眼（良い方の眼及び他方の眼）の視力又は視野の組合せにより判定されている。最も軽い等級である6級においても、一眼の視力が0.02以下かつ他眼の視力が0.6以下などの条件が設定されており、片目が失明状態であっても、他眼の矯正視力が0.6を上回る場合には、視覚障害として認定されない制度構造となっている。

片目を失明した場合、視野の欠損や距離感の把握が困難となり、移動時や作業時の安全性の低下、慢性的な疲労や精神的負担など、健常な視機能と同等とはいえない状況に置かれているにもかかわらず、制度上は非該当とされ、身体障害者手帳による支援の対象外となっているのが現状である。

障害者基本法及び障害者総合支援法は、障害の有無にかかわらず、全ての人の尊厳が尊重され、社会参加が保障される共生社会の実現を基本理念としている。しかしながら、視覚障害において片目失明を一律に支援対象外とする現行の運用は、制度の理念と当事者の実態との間に乖離が生じていると言わざるを得ない。

よって、国及び政府においては、片目失明者が置かれている実態を踏まえ、下記事項について速やかに取り組まれるよう強く求める。

記

- 1 片目失明者を障害者に認定するよう現行の視覚障害者の認定基準の見直し又は新たに身体障害程度の等級を認定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書（案）

住まいは社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るために不可欠な社会インフラである。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担が生活困窮に拍車をかけている。また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化している。

現行の住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれていないと言いき難い。

よって、国及び政府においては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、次の事項を速やかに実施するよう強く求める。

記

- 1 低所得者や子育て世帯を対象とした新たな住宅手当制度を創設すること。
あわせて、既存の家賃補助制度の対象拡大と補助額の引上げを図ること。
- 2 居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。
- 3 高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、ＩｏＴ技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。
- 4 ＵＲ賃貸住宅や公営住宅の空き住戸をＮＰＯ法人等に定期借家・低い家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。
- 5 生活保護の住宅扶助基準額を現行の家賃相場に見合う水準へ引き上げるとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とすること。

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（案）

近年、家族等の介護や世話を無償で担うケアラーの負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところである。

一方で、ケアラーは子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、経済財政運営と改革の基本方針 2025 において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度は未だ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、国及び政府においては、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

記

- 1 ヤングケアラーに限らず、全てのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
- 4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

低出生体重児等の命を守るドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）

我が国では、出生時の体重が 2,500 グラム未満の低出生体重児が、約 10 人に 1 人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる 1,500 グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳であるドナーミルクを提供する母乳バンクの取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの 2 法人が国内 3 か所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。

また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって、国及び政府においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書（案）

内閣は、今国会に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案を提出しているが、この改正案は、法の目的を「主要食糧の需給と価格の安定から需給の安定を図り、及びこれを通じて価格の安定化を図る」に変更している。価格安定を、目的から実質的に外すものであり、既に政府は価格の市場任せを基本にしてきており、実態にあわせて法律を変えるというものである。

そして需給の安定のための生産調整という記述を削除し、需給に応じた生産を法定化し、米の需給調整のあり方も変更する。

問題は、現行法で生産調整の推進は政府の役割としていたことを、改正案は需要に応じた生産に生産者が主体的に取り組むと明記されたことである。そのうえ、水田における稲以外の生産振興も政府の役割から削除した。来年から実施するとしている水田転作への交付金廃止と一体である。政府による需給調整は放棄され、暴落が怖ければ主体的に減産せよと、農業者に米価安定の全責任を押しつけるものに他ならない。これでは需給の不安定化は必至である。米の需給が安定すれば米価も安定するという議論も、この 30 年の「需要に応じた生産」の名で生産調整が続いてきたにもかかわらず、米価が長期低落を続け大多数の米農家が赤字を強いられてきたことをみれば破綻は明白である。

さらには、政府備蓄米制度を縮小・解体する。現行法の米の安定供給や備蓄米に関する国の責任を放棄し、生産者や民間業者に責任を押しつける内容である。政府の役割とされてきた米の備蓄制度も見直し、民間備蓄制度を創設としている。従来を上回る民間在庫が米価下落の要因にならないか、在庫保有の負担や過剰時の処理がどうなるかなどについて関係者から危惧されている。

近年の猛暑や酷暑、雨不足など、生産が天候によって大きく左右されるもとで、いま必要なのは市場任せから、需給と価格の安定に政府が責任を持つ政策への転換である。備蓄を含めゆとりある需給見通しのもと、大多数の農業者が安心して米を生産し、主食用以外の作物を含めた水田農業に励めるよう価格保障や所得補償を抜本的に整え、消費者に手頃な価格で供給することである。

よって、国及び政府においては、国民の食糧の安定供給に責任を持つために、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の廃案を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

社会福祉法等の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書（案）

政府は、質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤を確立するとして、第 221 回特別国会に社会福祉法等の一部を改正する法律案を提出し審議が進んでいる。

中でも介護保険制度は、日常生活を送る上で助けが必要になった時に必要なサービスを保障して、全国の介護を必要とする本人や家族を支える重要な社会基盤である制度であるが、今回の改正案は、制度の根幹を揺るがしかねない内容が盛り込まれている。

それは今、訪問介護事業所がゼロか、残り 1 か所しかない自治体が、全国の自治体の 4 分の 1 に迫る介護崩壊という現状となっている。にもかかわらず改正案では、人口減少地域の介護サービスの人員基準を緩めたり、要介護 5 の重度の人まで保険給付から外して、自治体による安上がりな事業に置き換えることで制度崩壊の危機を糊塗しようとしている。

改正案では、中山間地や人口減少地域を対象に特定地域サービスを新設するとしている。訪問介護など在宅サービスや特養ホームなどの人員配置基準（管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件）が緩和される。また訪問介護や通所介護の介護報酬は、1 回毎の出来高払いから特定地域サービスでは、月単位の定額制も導入するとしている。

さらに改正案では、要介護 1 から要介護 5 の在宅介護サービスを保険給付から外し、自治体の事業（地域支援事業）に移すことが可能な仕組みも盛り込んでいる。

財源は介護保険ではあるが、必要に応じて提供される保険給付ではないため、事業費の枠内でのサービスに質も量も切り縮められ、人員配置基準は規定がないなど、車椅子や寝たきりの中・重度の人まで保険給付が受けられなくなるという重大な事態が危惧される。

人口は減少しても、要介護認定率が高まる 80 歳以上人口は増えていく市町村が少なからずある。実態を精査し介護事業所の充実を図る施策こそ必要であり、介護事業所の人員基準が緩和されれば、介護職員は減ることになり、現行サービスを維持するだけでも職員の負担は増加するだけで、新規の受け入れもできなくなる。

さらに改正案には、住宅型有料老人ホームに新型ケアマネジメントを創設し、有料化することも盛り込まれている。地域だけでなく、在宅の居住形態によってサービス基準や利用料負担が異なるのは、介護保険制度の基本原則である給付の平等性、公平性を損なう。

このように今回の改正案は介護保険の根幹である要介護認定者が保険給付を

受ける権利を損なうもので、契約違反と言わざるを得ない。

よって、国及び政府においては、社会福祉法等の一部を改正する法律案を廃案にすることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

国家情報会議設置法の廃止を求める意見書（案）

去る令和 8 年 5 月 27 日、政府のインテリジェンス（情報活動）機能を強化する
とした国家情報会議設置法が成立した。

これにより政府の情報機関の司令塔機能を強化するとして、国家情報会議と
国家情報局を新設し、内閣官房長官と関係事務次官級からなる内閣情報会議を、
首相が議長、関係閣僚が議員を務める国家情報会議に内閣情報調査室を国家情
報局にそれぞれ格上げするとしている。そしてこの司令塔に、警察庁や外務省、
防衛省、公安調査庁などの情報機関に対する総合調整権を与え、国家情報会議の
事務局として各省庁が収集した個人情報をも同会議に集約する。

高市早苗首相は「国家情報局が国民のプライバシー等を無用に侵害するよう
なことはない」と言うが、新設機関の役割は、政府によるスパイ活動（重要情報
活動）に対処するための基本方針策定や情報収集・分析であり、国のスパイ活動
は国民も対象で、人権侵害の拡大が懸念される。

内閣情報調査室は、これまでも国民監視や謀略的な活動が行なわれてきてお
り、警察や防衛省、公安調査庁による情報収集を違法とし、確定した判決もある。
例えば公安警察が市民の個人情報を民間企業に提供した大垣警察市民監視事件
で収集情報の抹消を命じた名古屋高裁判決や、自衛隊情報保全隊による市民活
動の監視・情報収集をプライバシー侵害と認定した仙台高裁判決などがあるが、
違法だとされてもなお謝罪すらされていない。

にもかかわらず国会や第三者機関によるチェックの仕組みが盛り込まれてい
ない。

よって、国及び政府においては、国民監視や人権侵害の拡大が危惧される国家
情報会議設置法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書（案）

現在国会で審議中の本改正案は、A I 開発推進のためとして第三者提供・目的外利用・要配慮個人情報の取得の際、本人同意を得るという保護の原則を後退させる改正となっている。

背景には経団連や一般社団法人新経済連盟、一般社団法人日本 I T 団体連盟など 8 団体が 2024 年 4 月に個人情報保護委員会に提出した要望内容である課徴金・団体訴訟制度は導入しないことや本人同意原則の緩和、個人情報漏洩報告など事業者負担の軽減などに応える形になっている。

これまで消費者団体などが求めてきた違法行為を抑止する課徴金制度は盛り込まれたものの対象範囲は狭く、被害者救済につながる団体訴訟制度の導入は見送られた。

また事業者が A I 開発業者に個人データを渡す際に匿名化することは必須ではなく、企業や国が持つ氏名や顔写真など個人データがそのまま提供され、個人を特定できる危険性が明らかになっている。

このように事業者優先の個人情報の利活用推進では国民の権利・利益は守れない。

よって、国及び政府においては、本改正案を廃案にすることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

健康保険法等の一部を改正する一括法の廃止を求める意見書（案）

去る令和 8 年 5 月 29 日に成立した健康保険法等の一部を改正する一括法は、日本の公的医療保険の大原則を覆し兼ねない重大問題を含んでいる。

一つには、療養の一部を保険から外す一部保険外療養を創設することである。一部保険外療養は、有効性・安全性が確認されたものであっても、保険外の自己負担を求められるようにするもので、O T C 類似薬 77 成分、1,100 品目を保険給付から外し、4 分の 1 の追加負担を求めるとした。これにより現役世代の場合、3 割だった薬剤費の自己負担が現在の約 1.5 倍の増となる。低所得者を中心に、費用負担の重さから受診間隔を必要以上に空けたり薬を節約したりするなど、必要な医療を妨げ、国民の健康を犠牲にするものである。そして来年度中に、保険からの除外割合や対象成分の拡大の検討が既定路線になっていることも重大な問題である。

さらに問題なのは一部保険外療養について、O T C 類似薬に留まらない無限定規定となっていることである。対象となる療養が、薬以外の診療、処置、入院、手術などが排除されない規定に、また一部保険外と言いながら一連の療養から一部の療養を取り出して、それを全額保険給付から外すこともできる規定になっている。

しかも厚生労働省が給付する必要性が低いと判断しさえすれば、保険外しの対象や金額は、国会に諮らずに決定することができる。これでは必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保するという国民皆保険制度の根幹を揺るがしかねない。国民に大きな犠牲を強いるのに、国民の代表機関である国会軽視も甚だしいと言わざるを得ない。

二つには、協会けんぽの準備金増加を理由として、2015 年度から実施されている国庫補助の特例減額に時限的措置を設け、3 年間に限ってさらに毎年 500 億円を削ることになっていることである。協会けんぽの財政再建のために保険料率を引き上げてきた経過に照らしても、積み上がっている準備金は保険料率の引下げにこそ使うべきである。

なお高額療養制度で、長期療養者の家計への影響を考慮すると規定しているが、そもそも患者団体などの強い批判を浴びながら、月額負担上限額の引上げを 8 月から強行しようとしていることは到底許されない。

よって、国及び政府においては、健康保険法等の一部を改正する一括法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

イラン戦争の長期化による物価高騰・物不足から抜本的に国民の暮らしを守ることを求める意見書（案）

アメリカとイスラエルによるイラン戦争とホルムズ海峡閉鎖が長引き、市民の暮らしと営業の危機がますます深まっている。急激な物価高騰と物不足は、個人や個別事業所などの努力で太刀打ちできるものではない。

物は足りているとする政府の見方と現実がかけ離れており、街角景気の代表的指標とされる景気ウォッチャー（内閣府）の4月調査でも全国の事業者からは深刻な声が寄せられた。建設業界からは「資材価格の高騰や納入できない品物が出て工事が止まりそうだ」とか、食品製造業界からは「ナフサの供給が逼迫しているため、今月から資材の入手困難で、商品の製造ができなくなりそうだ」などの声がある。

まずは戦争を終わらせるため、政府は外交努力を尽くす必要があるが、同時に市場任せ、個別の対応に留まらない大胆な手立てが急がれる。

去る6月5日に成立した国の2026年度補正予算は、一般会計歳出総額は3兆1,135億円であり、中東情勢の影響長期化に伴う原油価格高騰などへの対応として、2兆5,000億円の中東情勢等対応予備費を創設することを柱としている。LPガス利用者支援などのために重点支援地方交付金1,000億円も計上した。しかし電気・ガス代、ガソリン代の対策が中心とされている。

物価高騰・物不足はエネルギー、石油由来製品に留まらない。暮らしに関わる分野全体を支援する必要がある。消費税を全ての品目で5%に引き下げる減税は、最も有効な物価対策である。実行に移す議論を直ちに進めるべきである。

また低所得者を守るため、生活保護費、児童扶養手当など福祉給付を臨時的に引き上げる改定は欠かせない。年金の臨時改定や奨学金の金利負担の軽減なども必要である。

医療、福祉、農漁業、交通をはじめ市民生活に直結する分野、公共性の高い重要分野に石油製品が優先して供給されるよう、緊急法制の整備が必要である。医療機関や介護・福祉事業所の経営を守るため、診療報酬・介護報酬の臨時改定も求められる。そして医療や介護現場に欠かせない資材を確保するため、需要の把握、メーカーへの指導、災害用備蓄の放出など、国があらゆる手を打つのは当然である。

企業倒産は12年ぶりの多さを更新し、その約8割が負債1億円未満の小規模倒産である。中小企業と雇用を支える特別の支援が重要で、とりわけ資金繰り支援は一刻の猶予もなく、特別融資制度の創設が有効である。

よって、国及び政府においては、イラン戦争の長期化による物価高騰・物不足から抜本的に国民の暮らしを守る対策に早急に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。